

まつやま圏域未来共創ビジョン

松山圏域の将来像

～四国カルストから道後、瀬戸内へ～
やま・まち・うみ・ひと、暮らし彩る
みんなの松山圏

圏域づくりの基本方針

①圏域全体の経済成長のけん引

- 市町の特長を生かした一体的な産業振興と企業活動支援
- 農林水産物のブランド化と6次産業化による販路拡大
- 山・街・海をつなぐ広域観光の推進

②高次の都市機能の集積・強化

- 安全・安心の圏域づくり
- 広域的公共交通網の構築と圏域拠点の整備
- 圏域における課題解決機能の向上

③圏域全体の生活関連機能サービスの向上

- 医療・介護・福祉サービスの充実
- 結婚・出産・子育て支援の充実
- 文化・スポーツ施策等を通じた圏域の活性化
- 災害対策の推進
- 環境保全施策の推進
- 暮らしたい・戻りたいと思える圏域づくり
- 圏域内行政サービス効率化等の推進

松山圏域連携中枢都市圏 連携



調印した協定書を前に握手する各市町長。左から 佐川秀紀砥部町長 岡本靖松前町長 高野宗城久万高原町長 野志克仁松山市長 高須賀功東温市長 武智邦典伊予市長

中予3市3町が連携して地域活性化へ

連携中枢都市宣言と連携協約を締結

松山市が連携中枢都市として、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町と連携して地域経済を活性化し、魅力ある圏域形成を目指すため7月8日、連携協約を締結しました。

締結式には、関係市町の市町長、議長らが出席。松山市の野志市長が「地方が光れば日本が光る。人口減少という大きな課題に歯止めをかけるためには地方で、それをこの松山圏域から実現したい」とあいさつしたのち、「四国で唯一の50万都市である松山市は連携中枢都市として、近隣市町と互いに助け合いながら、圏域の持続的発展とともに広く地域の活性化に力を尽くす」などとした連携中枢都市宣言を行いました。その後各市町長と連携協約協定書を調印し、圏域の将来像や基本方針などを定めた「まつやま圏域未来共創ビジョン」を公表しました。

公表された「まつやま圏域未来共創ビジョン」は、平成28年度から平成32年度の5年間の計画期間とし、松山圏域3市3町を目指すべき将来像「やま・まち・うみ・ひと、暮らし彩るみんなの松山圏」を掲げ、その実現に向けて各市町と連携して経済成長のけん引や行政サービスの向上に取り組みます。

今後は、3市3町が協力して地域を活性化し、圏域の住民の皆さんが安心して快適な暮らしを営んでいけるよう、サービスや魅力の向上を目指します。

企画戦略課 ☎986943-9341804

8月は「道路ふれあい月間」

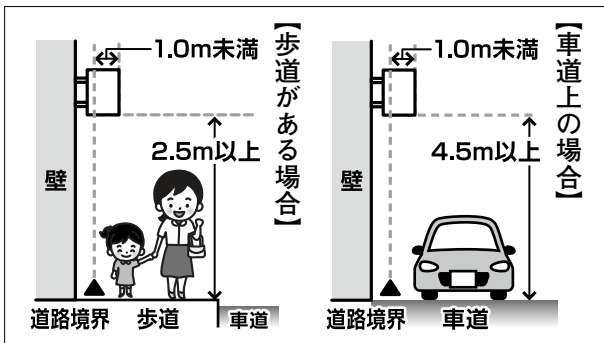
みんなで道路を安全・快適に

8月は「道路ふれあい月間」。生活に身近な存在の道路を安全で快適なものにするため、できることを考えてみましょう。

市道の維持管理にご協力を

生け垣の手入れを忘れずに

生け垣や植木が道路にはみ出して通行の迷惑にならないよう、手入れと管理をお願いします。



道路に穴や凸凹が…

路面やグレーチングなどに異常があれば道路管理課へ通報を

道路の傷みや陥没などは、事故を招く恐れがあります。市では、市民の皆さんからの通報や道路パトロールにより、路面の破損などの早期発見・補修に取り組んでいます。

道路に商品や看板を置かないで

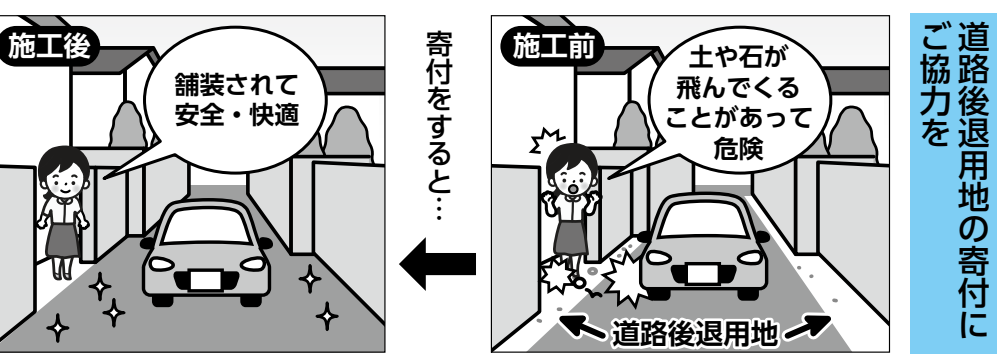
看板設置などは許可が必要

道路上に立て看板やのぼり、商品を置くことは禁止されており、看板・日よけ・建設用足場などを設置する場合には、道路管理者の(占用)許可が必要です。設置できる看板や日よけの条件は左図のとおりです。

身近な道路を美しく

市道の清掃美化活動に取り組む団体(ロードサポーター・プチサポーター)を募集しています。参加団体には、清掃用具支給などの支援を行います。またロードサポーターは、参加団体を記載した表示板の設置や、1年以上の活動継続により活動区間の市道に愛称

住宅などの建築で道路後退が生じる場合、市道に面している後退用地を市に寄付すると、市が路面舗装や維持補修を行います。(右図参照) また、寄付していただけの場合は、分筆登記などにかかる費用を市が負担します。



道路管理課各担当 ▶ 市道の維持管理・道路ボランティア=総務管理担当 ☎948-6471 ▶ 市道の舗装・維持補修など=工事担当 ☎948-6478 ▶ 道路占用および占用物件など=占用担当 ☎948-6473 ▶ 道路用地の寄付採納など=路政境界担当 ☎948-6472(ファクスは共通 ☎934-1805)

市が管理する道路はどう?

道路には国道・県道・市道のほか、農道や私道などがあります。市道かどうかを調べるには、市へ問い合わせるほか、市ホームページでも調べることができます。

※検索方法は、トップページ「地図情報」↓eよまちナビ「市道路線情報地図」で確認

道路照明灯が消えていたら連絡を

車や歩行者の安全を守るため、夜間の道路を明るく照らす道路照明灯。消えていたり、昼間でも点灯していたりする道路照明灯を発見したときは、道路管理課へ連絡してください。なお、電柱などに設置している照明は、ほとんどが町内会・自治会などが設置している防犯灯です。もしも夜間に消えているなどの異常がある場合は、お住まいの町内会の代表者に相談してください。

を付ける権利を持つことができます。(まつやまマイロード)